

## 「産婆十三戒」に見る近代産婆の教育観

The Pedagogic View of Modern Midwife Described in “SANBA JYUSAN KAI”

柳原真知子

YANAGIHARA Machiko

### 要 旨

明治期前半は、近代教育が強力に推し進められた時代であった。産婆教育も例外ではなく、従来から存在していた旧産婆になりかわり、近代教育システムの中で養成された近代産婆が誕生した。この近代産婆の一人であり、卒後1年目には母校の教員となった笹川美寿は、後に私塾を設立し、私塾の子弟たちのために「産婆十三戒」を著し、これを用いて教育をおこなった。この時代、近代産婆による書は皆無に近く、「産婆十三戒」は近代産婆の教育の思いを知る唯一の資料である。

今回、この文献を検証し近代産婆・笹川の教育観を抽出しようと考えた。さらに笹川の教育観をより明確にするために、学生時代及び教員時代に使った「朱氏産婆論」との比較を試みた。

笹川を通して近代産婆の教育観を知ることにより、助産師のあり方や教育について示唆を得ることができた。また、性と生殖に関わる助産師の役割が、社会的文化的影響を強く受けることを改めて認識した。

キーワード 近代産婆, 旧産婆, 教育観

Key Words Modern Midwife, Pre Modern Midwife, Pedagogic View

### はじめに

21世紀を迎え、時代の変化と価値観の多様化の中で、助産師は職業的展望と教育のあり方をめぐり分岐点に立たされている。展望を切り開く手立てとして様々な方法があるだろうが、歴史を振り返り検証することも1つの方法である。

助産師は、終戦までは産婆との名称であった。この「産婆期」とも言える時代について、通史的な研究はなされてきたが、産婆が何を考えていたのかについての検証はあまりなされてこなかった。それは、産婆自身による言語化された資料の少なさによるかもしれない。近代化の中で、産婆は書き言葉を習得していったが、著書として後世に残すまでにいたっておらず、現存する資料のほとんどは、男性の医師によるものであった。

さて、明治期前半は、近代教育システムの中で養成された「近代産婆」と明治以前から開業していた「旧産婆」

とが混在しており、近代産婆が時代の波の中で教育と産婆の役割をどのように考えていたかを知ることは、現代への思考の連鎖の確認と内省的視点により、新たな助産師観と教育のあり方について示唆を得ることができるかもしれない。

今回、近代教育システムの中で、産婆教育を受け、自ら近代産婆として教壇に立った笹川美寿の著書、「産婆十三戒」に注目した。これは産婆が著した著書としてはまとまっており、この時代において他に類を見ないものである。笹川は新潟に在住した産婆であるが、笹川を取り巻いていた環境は、決して地域の限界性に留まるものではなかった。なぜなら、産婆の教科書として全国的に使われていた「朱氏産婆論」を翻訳し、笹川出身校の校長でもあった産科医の山崎元脩は、明治時代において産科学に貢献した人物であった。また、産婆の教員であった河野貞は、東京府病院産婆養成所の出身であり、このような中央との交流は、笹川にも影響を与えただろう。また、新潟県の産婆養成学校の設定は地域の個別的事業ではあるが、明治政府の意図を受けていたことは、この時代の学校教育と同様である。

さて、こうした背景を持つ笹川の著書「産婆十三戒」の

受理日：2003年8月14日

山梨大学大学院医学工学総合研究部(母性看護学): University of Yamanashi (Maternal Nursing)

分析により、当時の近代産婆がなにを考えていたのか、そして子弟たちにどのような産婆となるべきかを教育していたのかを知る1つの手掛かりになるだろう。

## 研究方法

1. 笹川美寿の生い立ちと背景については、「新潟県助産婦保健婦看護婦史」<sup>1)</sup>と医学士長谷川寛治と片桐正気による「産婆十三戒」の「序文」を基礎資料とした。
2. 笹川の「産婆十三戒」より笹川教育観を明らかにするため、笹川が教育を受けた新潟医学校附属産婆教場の教育システムについて調べたが、「新潟県助産婦保健婦看護婦史」<sup>2)</sup>、「厚生省50年史」<sup>3)</sup>、「日本近代のあけぼの」<sup>4)</sup>、「日本助産婦研究」<sup>4)</sup>、「日本産科学史」<sup>5)</sup>などを基礎資料とした。
3. 笹川が産婆についてどのように考え教育しようとしていたかを探るため、笹川の著書「産婆十三戒」と笹川の産婆養成学校時代の教科書でもあったベルンハルト・シュルツエ(Bernhard Signurt Schultze)の「朱氏産婆論」(出版年数：明治10(1877)年)との比較を試みた。比較の理由は、「朱氏産婆論」に概論に相当する予備論があり、この内容と「産婆十三戒」との間には共通した表現や内容が多々見られ、影響を受けたことが推測された。そこで、類似内容を影響項目とし、共通しない項目を笹川独自の表現と考え、各戒の内容と予備論の各条とを照らし合わせ、共通する項としない項とに分類し表にした。

## 結果・考察

### 1. 笹川美寿の生い立ちと背景

笹川美寿(1855～1918)は、明治政府成立後に道府県の主導により設立された産婆養成校の卒業生である。この様な産婆養成校は、明治9(1876)年に東京府病院内に開設された産婆教授所を始めに同年大阪医学校病院でも産婆教育が開始され、笹川が卒業した県立の新潟医学校附属産婆教場は明治14(1881)年開設だが、地方の公的な産婆養成校としては早い時期の開設である。

笹川はこの新潟医学校産婆教場の第1回卒業生として明治10(1883)年に28歳で卒業している。一回生は笹川を含め16名であった。卒業名簿には卒業生の出身階層の記載があり、16名中4名が士族で、残り12名は平民であった。翌明治17(1884)年には、産婆養成校の教員であった河野貞が退職し、笹川は卒後1年目で助教諭試補として採用された。教官として着任後、明治20(1887)年に産婆教場が廃止されるまでの3年間、近代産婆の養成に携わったが、産婆教場が廃止された後は自ら私立産婆養成所を設立し近代産婆の養成に努めた。この私塾は明治31

(1898)年に新潟産婆学校が設立され合併により閉校となったが、笹川は、この私塾で11年にわたり教鞭をとり、その中で明治25(1892)年12月「産婆十三戒」を著している。これは、外部向けの著書ではなく私塾の子弟の教育のために用いられた。この時代、産婆向けの著書の多くは男性の医師の手によって著されており、「産婆十三戒」は、近代産婆によって著された数少ない著書となっている。

### 2. 笹川美寿の時代における近代産婆教育のシステム

笹川は、近代教育システムの中で養成された近代産婆である。そこで、彼女が受けた近代教育がいかなるものであったのかを知るために、産婆養成校のシステムについて概観していく。笹川出身校新潟医学校附属産婆教場は明治14(1881)年3月から開設されているが、同年1月に施行された「産婆教場規則」<sup>6)</sup>より、入学の状況や教育システムなどについて読み取ることができる。

同規則によると、一校の産婆養成数は、定員数は36名で、各郡で2名づつ募集していた。学生を集めるために、入学者を新潟県下の郡下に割り当て、学資金の給付を謳うなど、強力なテコ入れをしていたことが、うかがわれる。しかし、実際に入学したのは、21名であった。

入学者が少なかった社会的背景として、当時、産婆は地域によっては下賤な職業とみなす所もあり、さらに女性が職業を持つことへの偏見などが強かった時代であったことなどから、すぐには定員を満たす数が集まらなかったと考えられる。

入学子女の年齢について、20歳以上35歳となっているが、「旧産婆」の乙種免許取得では40歳以上であり、産婆教場ではそれより若い年齢であった。若いとは言え、当時の女性の社会的な年齢役割を考えると、入学者の年齢はかなり高いものである。

入学の条件として、小学校の普及が十分でなかった時代のため、小学校卒業ではなく、仮名文が読めることが前提となっていた。安政生まれの笹川は仮名文字を読めたことになるが、当時の女子教育は寺子屋かあるいは家庭内で学習したことになる。笹川は、平民の出身であるが、産婆養成校を受験できるのは平民といっても、医師や寺族などの中産知的階級との指摘もあり<sup>7)</sup>、笹川の出身階層が決して低くないことが考えられる。

学科の試験について、入学してから毎月小試験があり、さらに学期ごとの大試験、卒業試験が課せられていた。これらの試験から成績が査定されていた。卒業免許は、内務省の開業免許が取得されてはじめて授与されていた。これは、江戸時代から開業していた旧産婆が明治期に試験を受けて免許を得ることができるようになったが、この免許よりも取得するには高いレベルにあった。

次に、新潟医学校附属産婆教場の産婆養成のカリキュラム<sup>8)</sup>について、当時のカリキュラムを参考に筆者が整

理して表1にまとめた。表1より就学年数は1年半で、表1のごとく半年を1期として3期に分けて、各期の修了により3級から1級へと昇級していった。昇級には、各学期におこなわれた大試験が評価の目安になっていた。

カリキュラムの科目は本科と副科に分けられ、本科は専門の科目で、副科は修身等一般教養科目となっていた。授業日数は、1年間約40週で、1週間28時間と規則上なっていたが、カリキュラムについて時間数が書き込まれていない科目もあり、カリキュラムの時間数と合致しなかった。

表1のごとく、カリキュラムの進め方としては、正常編から異常編へ、妊娠編から産褥編と周産期を時系列に学習できるよう体系づけていた。また修身をはじめとする一般教養科目の配分が全科目の約3分の1を占めていた。

「真仮名(漢字)」の授業が各学期に設けられており、その他に読書、作文、習字などの授業があり、読み書きに力を入れた教育がなされていた。これは、明治期以前から開業していた旧産婆に読み書きができないものが多かったことに対して、近代産婆には読み書きができることが期待されていたと考える。

今日の臨地実習に該当する「実地演習」は、講義がほぼ習得された後に設定されていた。これは、今の助産師教育と共通するところである。しかし、「実地演習」がどの位の時間数で、内容はどのようであったか、今回の資料から明らかにすることはできなかった。

使われていた教科書は、一般教養として修身学では、宋朱喜の「小学」(寛政8(1796)年)、読書については近藤芳樹の「明治考節録」(明治10(1877)年)、亀谷行の「修身児訓」(明治14(1881)年)などであった。専門基礎に当たるものとしては、土岐頼徳の「啓蒙養成論」(明治5(1872)年、同じく土岐の「啓蒙養成訓後編」(明治7(1874)年)であった。専門の教科書は「朱氏産婆論」(出版年数:明治10(1877)年)が使われていた。この教科書は、ドイツのイェナ大学産婦人科教授であったベルンハルト・シュ

ルツエ(Bernhard Signurt Schultze)氏によって著された。これは、ドイツの産婆学校において産婆向け教科書として出版されていた。この産婆論の第3版(1880年)を準医学博士であった山崎元脩<sup>9)</sup>が翻訳し、小林義直の校閲をへて東京府病院から明治10(1877)年に出版されている。明治期の産婆向けの教科書としては、牛田文郁の「産婆訓解」(明治8(1875)年発行)につづいて最も古い。その後の出版物は、この「朱氏産婆論」の焼き直しの内容となったものが多かった。

### 3. 「産婆十三戒」と「朱氏産婆論」の比較

笹川の教育観をより明確にするために、「産婆十三戒」と「朱氏産婆論」の予備論との比較を試みた。これは、「産婆十三戒」に予備論と類似した表現や内容が織り込まれていたためである。笹川が「朱氏産婆論」の影響を強く受けたことは、それが学生時代の教科書であったと共に、卒後1年目で母校の教員となった教員時代にも教科書として用いられていたことから推察される。

しかし、「産婆十三戒」には予備論にない表現もあり、逆に予備論にあっても「産婆十三戒」にはないものもあった。このことから、「産婆十三戒」と「朱氏産婆論」の比較により、笹川が予備論の何を選択し、また笹川独自の考えは何かを抽出することにより、笹川の教育観を明らかにしようと考えた。

比較の対象となる「朱氏産婆論」は、予備論と本論から構成されている。予備論は十条で本論は五百二十六条あり、ページ数は百二十頁にもなっていた。本論の内容は解剖、生理、分娩の機序、及び異常分娩とその処置、母乳育児と人工育児、新生児ケアなどで、周産期ケアに必要な医学的知識が網羅されている。

「産婆十三戒」の戒の内容と予備論の類似条文及び該当しない条文とを比較したのが、表2である。「産婆十三戒」の各戒には、「順序」とか「純良」などと題名が付けられていたが、内容を理解するには分かり難いため、内容を

表1 産婆教育カリキュラム(時間)

	第一級	第二級	第三級
産婆論	予備論(6)	正規の産褥及び哺乳の論(6)	産褥及び哺乳期に起こる障害の論(9)
	平常妊娠論(6)	妊娠経過中異常の論(6)	産褥の職務上関係の論(9)
	順産の論(6)	分娩経過中異常の論(6)	実地演習
修身	言善行(2)	言善行(2)	人倫の大道(2)
養成	骨格筋肉歯牙消食器血液循環系及分泌系の部(2)	呼吸器皮膚神経系及5官の部(2)	日用養成の心得(2)
読書	真仮文(4)	真仮文(4)	真仮文(4)
作文	日用文(2)	日用文(2)	日用文(2)
習字	行書	草書	草書
	平仮名	平仮名	平仮名
合計時間	38	28	28 1年半 94時間

出典:新潟県助産婦看護婦保健婦史(1976)にあったカリキュラムを参照し整理した。

表2 産婆十三戒と朱氏産婆論予備論との比較

項目名	産婆十三戒の戒の内容	予備論の類似条文
物事の定めに従う	第一 順序 凡ソ物ヲ行フニ次第ヲ定メ以ッテ其道ニ從ヒ我目的ヲ全フセシム事ヲ勤ムヘシ	該当なし
産婆の資質	第二 純良 篤実ノ性質ヲ失ハス品行ヲ慎ミ渾テ世人稱賛ト信用ヲ得以テ益々身ヲ高尚ノ域ニ進ムヘシ	七条
産婦・産婆への態度	第三 温和 人ニ接スルニ粗暴浮薄ニ失セス殊ニ産婦ニ對シテハ最も温和ヲ旨トシ且シ同業トハ協同和合シ敢テ人ヲ輕蔑スルコトナク又貴人ニ對シテハ常ニ敬礼ヲ欠クヘカラス	十条
職務上の役割	第四 担任 産婦及ヒ産児等ハ産婆ノ担任スヘキ至大ノモノナレハ縦令健康ニシテ純良ノ經過ヲ得ル者ト雖モ尚産婆ハ常規ニ從ヒ懇親ニ職分ヲ尽シ且ツ産家ノ貧富ヲ問ハス平等ニ職務ヲ施スヘシ	一条
保健指導のすすめ方	第五 忍耐 産婦ニ於テ産婆ノ教示ヲ守ラサル事アルモ強テ圧制セス又敢テ放任セス反復マズ丁寧ニ漸次論告スル事ヲ勤ムヘシ	九条
産婦のケア	第六 懇切 産婦ニ向テハ最も懇切ニ患苦ヲ慰メ産婦ノ患フル所ハ共ニ之ヲ患ヘ終始慈愛ノ心ヲ失ハサルヲ要ス 若シ産婦痛憂恐ノ念ヲ懐ク時ハ其迷想ヲ懇切ニ説諭スヘシ	九条
清潔の保持	第七 清潔 産婦産児ノ身体衣服室内及ヒ器具ノ不潔ナラサル様注意シ又産婆自ラモ衣服身体ヲ清浄ナラシムヘシ	該当なし
守秘義務	第八 沈黙 己ニ益アリ人ニ益アルニ非サレハ猥リニ語ル可カラス若シ産婦ノ密事ヲ他言スルニ於テ人ノ栄誉ヲ損セシムルカ故ニ産婆タル者ハ沈黙シテ専ラ業務ニ従事スヘシ	八条
自己研磨の意義	第九 勤勞 光陰ヲ無益ニ費ス事ナク學術及ヒ実地応用ニ練達シ世上母子ノ安全ト有益ナル事ヲ勤ムヘシ	六条
判断的的確さ	第十 銘心 技術ヲ行フニハ先ツ確實ナル鑑定ヲ為シ若シ其術ノ好果ヲ得ル事態ハサルノ疑念アルニ於テハ寧ろ口着手セサルヲ緊要トス 決シテ僥倖ヲ期シ半途ニシテ再考スル等ノ粗忽アル可カラス	三条
目的を全うし 軽率を慎む	第十一 確志 一旦目的ヲ決シタル点ニ付テハ必ズ終ヲ全フシ中途ニ於テ小事ニ支ヘラレ軽率ニ心ヲ動サス飽迄産婆ノ本分ヲ貫徹スルヲ要ス	九条
保健指導のあり方	第十二 注意 産婦及ヒ産児ノ健康ト否トハニ産婆ノ注意如何ニアリ故ニ産婆ハ衛生ノ道ニ從ヒ産時及ヒ養育法ニ注意シ兼テ産婦及其家人ニ向テ之ヲ教示スヘシ	一条
富国強兵を支える産婆	第十三 結備 凡ソ産婆ノ業タル小ニシテハ一身一家ノ盛衰大ニシテハ富国強兵ノ一原素タル産児ノ生命ヲ司ル至重ノ職業ナリ 故ニ産婆ハ渾テコノ十三戒ノ趣旨ヲ固守シ身体ト生命ヲ犠牲ニ供シカノ及フ限リ其職分ヲ尽スヘシ	該当なし

出典: 笹川美寿(1892)産婆十三戒 国立国会図書館蔵書

検討し、その概念を抽出し項目名として表示した。

最初に両者に共通する内容を見ていく。まず、第二の純良は、産婆に求められる資質について述べており、予備論でも「純良の性質」と「篤実の善性」という言葉で産婆の資質について触れている。この時代において産婆はうそいつわりがなく、誠実で親切な資質が求められていた。これは、現代においても共有できることである。

第三の温和は、産婆の態度について述べたもので、粗暴な態度や浮薄な行動を取ることなく、産婦にはおだやかでやさしい態度を取ることが求められている。また、産婆同士においては、協調し合い、人を軽蔑したりすることなく、貴人には礼を尽くすことが求められ、産婆の対人関係のあり方が言及されている。予備論では、これらに、医師の命令の遵守と敬礼が求められていた。第四の担任であるが、これは字義通りだと、任務を引き受けることを意味するが、ここで述べられている内容を見るならば、産婆が担任すべき対象を産婦と産児となし、健康な経過をたどる者であっても交流を厚くし、貧富を問わず平等に対応すべきことになる。予備論では、対象を妊婦や褥婦も含むこととしていた。第五の忍耐では、産

婦が産婆の教示つまり指導を守らない場合でも、強制せず責任を放棄しないで、繰り返し丁寧に説明することが求められていた。予備論では、九条がこれに該当し、同じく産婆に忍耐の必要性が強調されていた。第六の懇切は、予備論の九条と同様に、産婦の苦しみを慰め、産婦への共感と慈愛の心を失わないこと、産婦が混乱した時は懇切に説明すべきこととしていた。ここでは、対象者への受容と共感の必要性が強調されていた。第八沈黙は、業務上知りえた秘密を尊重すべきことが述べられており、予備論の八条がこれに該当する。第九勤勞では、母子の安全と有益となるために、日々自己の学びと技術の研鑽に努めるべきことが語られ、これは予備論でも「ますます自家の学識を拡張すべし」としていた。第十、銘心これは心にとどめ置くことの意味であるが、技術を実施する時は、その結果の有効性について判断をなし、(効果に疑問がある時は、あえて実行せず、偶然性の効果を期待して途中で方針転換するという軽はずみなことをしないことと戒めていた。予備論でも九条で不注意と軽率について同じく戒めている。

第十一確志、ここでは分娩介助において目標を定め、

その目標達成に努力し、軽率な行動を戒めていた。第十二注意は、産婦や新生児が健康であると否に関らず、ケアし、産婦や家族への教示つまり保健指導の必要性が説かれている。

以上、「産婆十三戒」の内容の解説と予備論との類似点について述べたが、笹川が独自に工夫した表現も見られ、強調するポイントが予備論と必ずしも一致しているわけではなかった。

次に、「産婆十三戒」にのみある項目について見るならば、第一の順序は、抽象的な内容であるが、格調高い内容となっている。経験だけにたよるのではなく、物事の定めを見極め、その道に従って行動し目的を達成すべきだとしている。ここでの「定め」や「道」とは、今日で言えばアセスメントをし、根拠に基づいて行動せよと言うことであろう。第七の清潔、第十三の結備も予備論にはない。清潔は、近代産婆の役割として最も求められていたことである。明治期においても分娩は不浄な事と見なされ、分娩場所は納屋や土間などにワラやボロ布を敷いて出産するのがほとんどであった。このため感染症での死亡率が高かった時代である。近代産婆において産後の健康確保のためには清潔の確保や保持は、急務な役割であっただろう。

結備では、産婆が富国強兵を担う子どもの誕生に関する重要な職業であることが述べられている。明治政府にとり欧米の列強国との軋轢のなかで、富国強兵は近代化を支える重要な国策であった。この政策に、産婆が組み込まれていったことの象徴として笹川の結備の内容が指摘されてきた<sup>10)</sup>。性や生殖それ自体は生物学的な問題であるが、人口問題と結合する時、ポリティックな問題となる。産婆の役割の対象となる性や生殖が国家的管理に置かれたことは、明治政府成立と同時に明治元年(1868年)太政官布達が出され、墮胎を禁止したことからも明らかである。江戸時代から中絶に関してきた産婆は、国策に最も好ましくない存在であり、国策の障害となる産婆の中絶を取り締まっていったのである。さらに、明治22(1889)年の大日本帝国憲法の公布後は、富国強兵が国策として強化されていった時代であり、この「産婆十三戒」が明治25(1892)年に著されたことを考えると、その政策を産婆教育も受け富国強兵の担い手として産婆を教育していかなざるを得なかったのかもしれない。

予備論にあって「産婆十三戒」にないのは、産婆は医師を尊敬し従順であるべきだとする内容である。例えば、異常分娩の場合医師を依頼すること(三條)、医師が病床に来て産婆は医師の介助者としての役割をもつこと(四條)、臨床における医師からの教育(六條)、医師や先輩産婆への報告(八條)、医師の命令の遵守(十條)などである。「朱氏産婆論」はドイツの産婆向け教科書を翻訳したものである。ドイツでは医師への権威の下に産婆

が位置づけられていた。しかし、笹川は医師との関係について一言も言及していない。これは、産婆の業務を産婆独自の自立した職業として捉えていたためとも考えられるし、強調すべきではないととらえていたためとも考えられる。

「産婆十三戒」は、私塾の子弟たちに向けて書かれたものであり、こうした産婆に育ってほしいという思い、つまり教育目標とも言えるだろう。では、笹川教育観から、どのような産婆に育てようとしたのだろうか。表2の項目名から考えられることは、経験に依存するのではなく物の道、つまり理論に立脚して目標達成に努めることである。また、高い職業倫理観を持ち、産婦や家族に対して、忍耐強く思いやりを持ったケアや保健指導をすること、清潔の重要性、分娩について適切な判断と内省ができること、そして、出産の介助は国家の繁栄の一旦を担う仕事であることが求められている。旧産婆が字も読めず、経験で物事を進め、墮胎などを生業としてきたことの対極に、近代産婆の教育目標は立てられている。また、笹川の産婆像として浮かび上がってくることは、責任、忍耐、対象者の受容と共感、そして高い職業倫理をもった産婆である。これらを笹川が、あえて強調したのは、そのような近代産婆が十分育っていないことによるのかもしれない。

先にも述べたが、当時の産婆の役割を社会的な視点から見れば、きわめてポリティックな問題を含んでいた。産婆は産科学という政治とは無関係と思える科学的な技術を学びながら、国策の中にシフトしていくというねじれ構造に組み込まれていっている。これは、戦後の優性保護法においても同じことが言えるかもしれない。女性への身体の援助において、純粋な生理的判断は存在せず、社会的文化的、時には政治的判断が、介在するのである。

笹川は、逆説的ではあるが、産婆の役割を果たす際に、社会的文化的判断とは切り離せないことを教えてくれた。母子保健の担い手である助産師は、自己の役割のポリティックな面を回避することなく、誰の権利を優先すべきかを吟味しながら考え行動する必要があるだろう。

## ・おわりに

笹川の受けた近代教育は、明治期の他の学校教育と同様に、カリキュラムに沿った教育がなされ、進級には毎回試験があり、読み書きや一般教養を重視した教育がなされていた。産婆の専門的な教育は医学知識中心となっていた。

笹川は、産婆養成校卒業後、短期間で母校の教員となり、後に私塾を設立し、その子弟に向けて著書を著し、産婆の役割を教育していた。教育の内容は、産婦や家族

へのケア，職業倫理，保健指導のあり方など多彩なものであった。しかし，産婆の役割が，国策と無縁ではありえないこと，またその国策の担い手に産婆がなってきた。性や生殖への援助を中心とする助産師は，性や生殖についての判断が生理的判断だけで完結するのではなく，社会的文化的，時にはポリティックな価値判断と結びついていることを忘れてはならないだろう。

今後の課題として，産婆の手による著書が元々少ないことと，関連する資料が戦災で焼失していることもあり，資料の検索が困難な状況であった。しかし，新たな資料の発掘と紹介も歴史研究の1つであり，資料の発掘により笹川美寿という点から近代産婆全体へと研究を深めていきたいと考える。

#### 文献

- 1) 新潟県助産婦保健看護婦史刊行委員会(1976)新潟県助産婦保健看護婦史．新潟，19-234．
- 2) 厚生省50年史編纂委員会(1988)厚生省50年史．東京，157-163．
- 3) 神谷昭典(1980)日本近代のあけぼの．医療図書出版，東京，39-69．
- 4) 佐藤香代(1997)日本助産婦史研究．東銀座出版社，東京，17-27．
- 5) 緒方正清(1980)日本産科学史．科学書院，東京，1703-1754．
- 6) 新潟県助産婦保健看護婦史刊行委員会(1976)新潟県助産婦保健看護婦史．新潟，44-45．
- 7) 新潟県助産婦保健看護婦史刊行委員会(1976)新潟県助産婦保健看護婦史．新潟，44-45．
- 8) 新潟県助産婦保健看護婦史刊行委員会(1976)新潟県助産婦保健看護婦史．新潟，38-39．
- 9) 緒方正清(1980)日本産科学史．科学書院，東京，1119-1120．
- 10) 藤目雪(1993)ある産婆の軌跡．日本史研究，336：93．